

別表五 所要の補正

第1節 所要の補正について

所要の補正とは、価格の低下等の原因が画地の個別的要因によること、また、その影響が局地的であること等の理由から、その価格事情を路線価の付設、または状況類似地域の設定によって評価に反映させることができない場合で、その価格事情に特に著しい影響があると認められる場合に限って、個々の画地ごとに特別な価格事情に見合った補正を行うことである。

当市においては、原則として「市街地宅地評価法」によって評点数を付設する場合に「画地計算法」の附表に、第3節に示す各所要の補正を加えて適用することができるものとする。ただし、第3節に示す各所要の補正のうち、一 都市計画予定地補正、四 高圧線下地補正、九 特別規制区域補正、十 震災減価補正については、近年の市街化調整区域における宅地開発の進展の状況等に鑑み、「その他の宅地評価法」によって評点数を付設する場合において、「宅地の比準表」にこれらの補正を加えることができるものとする。